



正人会 会報

平成24年春 第5号

発行者：和歌山市議会 絆クラブ

編集：和歌山市議会議員 戸田正人

連絡先：〒640-8156 和歌山市七番丁23 和歌山市議会絆クラブ
073-435-1115

～大都市制度について～

①メーカーと卸問屋と小売店の関係

昭和31年、特別市制度の実施をめぐり、府県と五大市（大阪・神戸・京都・名古屋・神戸）との間で、10年にも及ぶ抗争の末、妥協案としてスタートしたのが政令市制度である。従って、日本国憲法上には「大都市制度」という規定がなく、非常に曖昧な認識のまま、致らに60年の歳月が流れただけで、大都市制度の有りが一定せず具体的な方向性が見えてこないのが現状です。

しかし、その観点は国の中央集権体制から脱却し、ニアーズベターの基礎自治体の観点である地域の独自制を主張しているのではなく、あくまでも府県と政令市との権力闘争であり、どちらの主張が通っても国の出先機関には変わらないのです。

例えて言うなら、メーカー（国）からの商品をAと言う卸問屋（府県）を通すか、

メーカー（国）から直接仕入れする小規模卸問屋（政令市）を通すかの違いであって、どちらの卸問屋から商品を仕入れても、メーカー（国）が指定する定価の商品（国の直轄事業）を卸問屋（府県や政令市）が仲介し、小売店（一般市もしくは区）でお客様（市民）が欲しいものではなくても、お金（税金）を払ってサービスや商品（国の直轄事業や補助事業）を買わざる負えない関係は変わらないのです。

A、メーカー（国）→卸問屋（府県）→小売（一般市）→お客様（市民）

（仕組みは変わらない）

B、メーカー（国）→小規模卸問屋（政令市）→小売（区）→お客様（市民）

結局はお客様の目線ではなくメーカー本位なのです

確かに都市計画など地域の独自性を持つ事務事業は遂行できれども、国庫補助金という伝家の宝刀は府県や政令市などに対する国の権限としては絶対に譲らず、両者のどちらが前に立っても独り立ちしていくことは出来ないのです。したがって国は府県と政令市の抗争を高みの見物しているというように邪推してしまうのです。

よくよく考えてみると「大都市制度」議論は府県もしくは市が、いかに直接、国とやり取りができるかの議論であって、どちらの主張を鑑みても、国が長年行ってきた地方行政支配下の中での権力の奪い合いには変わりないのです。

国の支配下というものにおいては、過去に破綻を招き国民に負担をかけた地方信金、銀行、JAL、また、未だに原発事故保障問題を解決できていない東電のように、

護送船団方式で国の支配下におき、フタを開けてみればどうする事もできなかった企業体のように基礎自治体の運命も著しく等しいのです。

②政令市の主張

政令市長が「二元行政」や「二次行政」を防ぐためや、合併を重ねて人口が70万に達するからなどの理由で府県からの独立を主張しているようですが、それは政令市が管理支配できる区を増やそうとしているだけで、現行の府県と政令市の関係を政令市と区の関係にすり替えるためだけの事であり、基礎自治体の原点である自主性、自立性を大きく忘れ、政令市が府県にされてきた仕打ちを区に対して権力統治する事しか考えていないのでは無いかと考えてしまうのです。



彼らの主張する府

県からの独立論を置き換えなるなら「基礎自治体優先の原則」において、市民ニーズを聞き入れ、地域にあった市民サービスを執り行うための基礎自治体であるべきで、それは選挙による民意として繁栄されるべきであり、くわえて各区の独自の街づくりを、マスタープランなどを用いて策定し実現していくべきなのです。

「大都市制度」において核(母

都市)となるものは

最終的に都市の中心的役割を担う広域地方自治体(大阪や名古屋、福岡)

などで

あり、また、人・物・交通・情報の中心である核(母都市)は市域を超えての施策や行政サービスの提供を行うべきであります、また、その核を取り巻く基礎自治体は政令市のような70万人から300万人規模(これは市民と基礎自治体との距離感があまりにも遠い規模)の大きな自治体ではなく、先ほど述べた直接的に市民ニーズにあったサービスの提供が可能な人口30~40万人規模の特別区ないし中核市程度が望ましいのです。

市町村合併により人口規模だけで大都市を主張する政令市ではなく、大都市と位置づけられるには経済的にも大きな地域圏を構成し、その中心的存在としての役割が必要です。

そのため、道府県から「独立」と主張したいとされる政令市の考えは、大都市制度という枠組みからの観点ではなく、オウが村的主張としてしか聞こえてこないのです。仮にも19の政令指定都市が道府県から独立した場合、広域自治体は合計66となり、東京を除く政令市が置かれている19道府県はまぎれもなく二重行政の根源となるのです。したがって47都道府県と同じ権限を持つための政令指定都市は不要なのです。

③大阪都構想

そのような観点から大阪府をとって考え
見ると、大阪府は府とその市町村という関
係だけでなく、関西地方の広域地方自治
の核でもあり、地方が国という巨大権力か
ら脱却するための核となってもらわなくて



はならないのです。そのためには大阪府と大阪市の関係で大阪市（平松元市長当時）
が主張している独自路案は全くの不要論で、その様な狭小の視野での大都市論は全
くの論外なのです。

大阪府が大阪市を撤廃し、大阪都として位置づけ、今までの区域に公選で選ばれ
た首長をおき、議会を設置する特別区に移行していくのは理想であり、地域の特徴、
独自性を活かした中核市規模の基礎自治体の原点に戻る事ができるのです、そして、
区民が今まで体験することのなかった市民サービスや、大阪区民と小さな自治体と
での町づくりが可能となるのです。

今後の大阪都は関西地区を含む新しい広域地区での核となり、大阪市を解体し、
区域を超えた関西大都市圏の成立に向けた中心的役割担うものであると考えます。
それは大都市と周辺市は一体であり、水資源、環境保全、防災、交通などは共通認
識をもって事にあたるべきであり、体力のない周辺自治体の援護を含めた権限を兼
ね備えなければならず、国と互角の立場である大都市制度が望ましいと考えます。

④相手は国

いずれにしても、議論するのは府県と政令市での小さな視野での観点ではなく、広域地区行政の意味の含みをもつ大都市と国との戦いが論点であり、現行の国と市町村のあり方は、国がその自治体の規模による事務事業を効率的に執行させることを目的としているもので、自治体の独自性や分権などの事を国が認めている訳がないのです。

47都道府県（東京を除く）と19の政令市が各々訴えても、最終的には国という中央集権の権力傘下の元での権限委譲を訴えているものであり、結局は国に媚を売り、国主導の手のひらで泳いでいる自治体としてしかならないのです。したがって国と対等に議論し、真の地方分権である大都市構想を具体化さすには、「個」として自治体で主張するのではなく、核となる都市を中心とした共通行政認識もつ自治体の集合体である「団」を組む必要があるのです。

国の理屈で勝手に行い、全く地域に沿わないような全国一律の事業がありますが、それは戦後焼け野原になった日本を、そして路頭に迷っていた国民の水準を平均レベルに引き上げるための日本列島平均点事業であり、その平均点事業が野心の無い国民や基礎自治体を形成させ、公共精神の失った利己主義市民が暮らす基礎自治体となり、その自治体自身も国への補助金、交付金ばかりを当てにする国力本願の自治体ばかりになってしまったのです。慣例的な平均点施策事業が地方力を低下さす助長にすぎないのです。今こそが、開国以前の日本国内での国盗り合戦議論ではなく、高度成長期のような時代でない厳しい経済状況を打破するためにも、国頼みの

制度では無く、世界規模での都市間競争に勝たなければ地域の経済発展や、未来の子供達、そして高齢者達へ将来が望めないのです。

国は防衛、外交（国間レベル）、財務（通貨、為替）などに専念すべきであり、教育を含む地方自治体への介入は地元を知り尽くしている広域自治体の核（都市）に全面委譲すべきなのです。すべては地域で考え、地域で管理していくのが筋なのです。

⑤制度を変える

戦後60年経った日本は東日本大震災をはじめとする復興問題や、今後のエネルギー供給の在り方、TPP問題、極東アジア情勢など、目まぐるしく変化する渦中の変革時期に来ており、この時期をお座なりにすると本当に立ち上がる事のできない日本になると憂います。

地方自治だけではありません、日本国憲法も、教育もすべて洗濯し直さなければならないのです。既存の国の制度をひっくり返すくらいの行動を各基礎自治体が一丸となってアクションを起こすべきであり、その自治体が動かないのであれば地方議員や



市民が動力源となるべきであり、明治維新のような天と地がひっくり返るような日本の制度を変えるべき事が世界的都市間競争で生き残るための「大都市制度」の制定なのです。

和歌山市議会議員 戸田正人のブログへリンクします

和歌山市議会議員 戸田正人

検索

